

# I. 子ども・子育て支援新制度の概要

## 子ども・子育て支援新制度のポイント

- 自公民3党合意を踏まえ、子ども・子育て関連3法が成立（平成24年8月）。幼児教育・保育・地域の子ども・子育て支援を総合的に推進。
- 消費税の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含め、追加の恒久財源を確保し、すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る。
- 新制度は平成27年4月に本格施行。市町村が、地方版子ども・子育て会議の意見を聴きながら、子ども・子育て支援事業計画を策定し、実施。

# 子ども・子育て関連3法(平成24年8月成立)の趣旨と主なポイント

## ◆ 3法の趣旨

自公民3党合憲を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

\*子ども・子育て関連3法とは、①子ども・子育て支援法②認定こども園法の一部改正法③児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法

## ◆ 主なポイント

- ① 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設



\*地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

- ② 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

- ・ 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一体化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ・ 認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

- ③ 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

#### ④ 市町村が実施主体

- ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

#### ⑤ 社会全体による費用負担

- ・ 消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提  
(幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要)

#### ⑥ 政府の推進体制

- ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備 (内閣府に子ども・子育て本部を設置)

#### ⑦ 子ども・子育て会議の設置

- ・ 国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等 (子ども・子育て支援に関する事業に従事する者) が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして、子ども・子育て会議を設置
- ・ 市町村等の合議制機関 (地方版子ども・子育て会議) の設置努力義務

#### ⑧ 施行時期

- ・ 平成27年4月に本格施行

# 子ども・子育て支援新制度の概要

市町村主体

国主体

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など  
共通の財政支援

地域の実情に応じた  
子育て支援

仕事と子育ての  
両立支援

施設型給付

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁置型

幼稚園

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づき措置として、委託費を支弁

地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

地域子ども・子育て支援事業

- ・利用者支援事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業等
- ・子育て短期支援事業
- ・子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)
- ・延長保育事業
- ・病児保育事業
- ・放課後児童クラブ
- ・妊婦健診
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・多様な事業者の参入促進
- ・能力活用事業

仕事・子育て両立支援事業

- ・企業主導型保育事業
- ⇒事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な労務形態に対応した保育サービスの拡大を支援(整備費、運営費の助成)

- ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業
- ⇒繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、低廉な価格でベビーシッター派遣サービスを利用できるよう支援

# 地域の实情に応じた子育て支援の展開

## 人口減少地域での展開

子どもが減少する中で、適切な育ちの環境を確保することが課題

## 子ども・子育て支援新制度の 主なポイント

## 大都市部での展開

潜在的なニーズにまで応え得る待機児童対策が課題  
(保育所待機児童解消加速化プランなど)

子どもが減少しても、認定こども園を活用し、一定規模の子ども集団を確保しつつ、教育・保育の提供が可能

**① 認定こども園制度の改善**  
・幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設  
・「二重行政の解消」「財政支援の充実」により、地域实情に応じた展開が可能

施設人員に余裕のある幼稚園の認定こども園移行により、待機児童の解消が可能

子どもが減少し、保育所(20人以上)として維持できない場合でも、小規模保育等として、身近な場所での保育の維持が可能

**② 小規模保育等への財政支援の創設**  
・「小規模保育」(定員6~19人)、「保育ママ」(定員1~5人)等に対する財政支援(地域型保育給付)を創設

空地の確保が困難な地域でも、既存の建物の賃借等により、機動的な待機児童対策を講じることが可能

地域子育て支援拠点(子育てひろば)、一時預かりなど、在宅の子育て家庭に対する支援を中心に展開  
※取組を容易とするための見直し

**③ 地域の实情に応じた子育て支援の充実**  
・地域の实情に応じ、市町村の判断で実施できる13の子育て支援事業を法定  
・在宅の子育て家庭(0~2歳の子どもを持つ家庭の7割)を中心とした支援の充実

延長保育、病児保育、放課後児童クラブなど、多様な保育ニーズに府える事業を中心に展開

## 新制度の基盤

### ④ 市町村が実施主体

- ・住民に身近な市町村に、子育て支援の財源と権限を一元化
- ・市町村は地域住民の多様なニーズを把握した上で、計画的に、その地域に最もふさわしい子育て支援を実施

### ⑤ 社会全体による費用負担

- ・消費税率引上げにより、国・地方の恒久財源を確保
- ・質・量の充実を図るため、消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要

## 子ども・子育て会議の設置

○**国**において有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができるとして子ども・子育て会議を設置する（平成25年4月）

○**市町村、都道府県**においても地方版子ども・子育て会議を設置しよう努めることとされている

※地方版子ども・子育て会議には、事業計画策定の審議を行うとともに、継続的に点検・評価・見直しを行っていく役割が期待されている。



## 地方版子ども・子育て会議について

○ 子ども・子育て支援法第77条に規定する「審議会その他の合議制の機関」又は同法の規定により意見を聴くべき保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者（「地方版子ども・子育て会議」）に関する規定は、国の子ども・子育て会議の設置に関する規定と同じく、平成25年4月1日に施行。

○ 地方版子ども・子育て会議の役割は、次のとおりである。

<地方公共団体向けQ&A(平成25年4月内閣府)>

Q 地方版子ども・子育て会議の役割は何か。

A

条例で地方版子ども・子育て会議を設置した場合、自治体が、教育・保育施設や地域型保育事業の利用 定員を定める際や、市町村計画、都道府県計画を策定・変更する際は、この会議の意見を聴かなければなら ないとされている。また、同会議においては、自治体における子ども・子育て支援に関する施策の総合的 かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について、調査審議することとされている。

地方版子ども・子育て会議は、市町村計画、都道府県計画等へ、地域の子育てに関するニーズを反映し ていくことを始め、自治体における子ども・子育て支援施策が地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえ て実施されることを担保するなど、重要な役割を果たすことが期待されている。特に、児童福祉、幼児教育、 双方の観点を持った方々の参画を得て、地域における子ども・子育て支援について調査審議していただく必 要がある。

市町村計画、都道府県計画を策定する際に審議を行うことは同会議の重要な役割の一つであるが、計画 を策定すれば終わりというのではなく、子育て支援施策の実施状況を調査審議するなど、継続的に点検・評 価・見直しを行っていく(PDCAサイクルを回していく)役割が期待されている。



# II.市町村子ども・子育て支援事業計画

## 子ども・子育て支援の意義のポイント(基本指針)

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- 障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、依然として多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化。
- 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることで育ちを支援していくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どもより良い育ちを実現することに他ならない。
- 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。
- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

# 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ①

〇市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。(新制度の実施主体として、全市町村で作成。)

## 子ども・子育て家庭の状況及び需要

満3歳以上の子どもを持つ、保育を利用せず  
家庭で子育てを行う家庭  
(子ども・子育ての利用希望)  
学校教育+子育て支援

満3歳以上の子どもを持つ、保育を利用する家庭  
(子ども・子育ての利用希望)  
学校教育+保育+放課後児童クラブ+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、保育を利用する家庭  
(子ども・子育ての利用希望)  
保育+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、保育を利用せず  
家庭で子育てを行う家庭  
(子ども・子育ての利用希望)  
子育て支援

## 需要の調査・把握(現在の利用状況+利用希望)

### 市町村子ども・子育て支援事業計画(5か年計画)

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、「量の見込み」(現在の利用状況+利用希望)、「確保方策」(確保の内容+実施時期)を記載。

### 計画的な整備

## 子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所 = 施設型給付の対象※

\* 私立保育所については、委託費を支弁

小規模保育事業者  
家庭的保育事業者  
居宅訪問型保育事業者  
事業所内保育事業者

= 地域型保育給付  
の対象※

(施設型給付・地域型保育給付は、早期・夜間・休日保育にも対応)

## 地域子ども・子育て支援事業 ※対象事業の範囲は法定

・地域子育て支援拠点事業  
・一時預かり事業  
・乳児家庭全戸訪問事業等

・延長保育事業  
・病児保育事業

放課後  
児童クラブ

※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの

## 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ②

○市町村子ども・子育て支援事業計画のポイント —「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」

＜量の見込み＞

- ・幼児期の学校教育・保育・地域子ども・子育て支援事業について、「現在の利用状況＋利用希望」を踏まえて記載（参酌標準）。

→住民の利用希望の把握が前提。（子ども・子育て支援法第61条第4項）

＜確保の内容・実施時期＞

- ・幼児期の学校教育・保育について、施設（認定こども園、幼稚園、保育所）、地域型保育事業による確保の状況を記載。
- ・量の見込みとの差がある場合には、施設・地域型保育事業の整備が必要。
- （例）平成27年度に地域型保育事業（50人分）を整備、平成28年度に施設（100人分）を整備
- ・地域子ども・子育て支援事業についても、確保の状況を記載。量の見込みとの差がある場合、事業整備が必要。

○区域設定

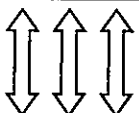
○幼児期の学校教育・保育

＜量の見込み＞

- 教育のみ＜1号＞
- 保育の必要性あり（3～5歳）
- 保育の必要性あり（0～2歳）

＜確保の内容・実施時期＞

- 施設（認定こども園、幼稚園）で確保
- 施設（認定こども園、保育所）で確保
- 施設（認定こども園、保育所）、地域型保育事業で確保



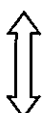
不足がある場合は整備

○地域子ども・子育て支援事業

利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等

※上記のほか、人口減少地域などでは、上記以外の事業による確保も可能。  
例）「保育の必要性あり（3～5歳）＜2号＞」→地域型保育事業で確保

量の見込み



確保の内容、実施時期

不足がある場合は整備

（○年度に○人分）

- 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方針に係る事項
- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携